

小型旅客船等安全対策事業費補助金交付規程

令和 5 年 4 月 26 日

改正 令和 5 年 8 月 23 日

改正 令和 5 年 10 月 1 日

(通則)

第 1 条 小型旅客船等安全対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）、小型旅客船等安全対策事業費補助金交付要綱（国海安第 147 号。以下「要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、本規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 本規程は、要綱第 22 条第 1 項の規定に基づき、TOPPAN 株式会社（以下「事務局」という。）が行う補助金の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

- 2 補助金は、小型旅客船等への安全設備の導入を促進し、小型旅客船等の安全対策を行うことを目的とする。

(交付の対象及び補助率等)

第 3 条 事務局は、小型旅客船等へ安全設備を導入する者（以下「補助対象事業者」という。）が、当該安全設備の導入を行う事業（以下「補助対象事業」という。）に対して、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として事務局が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

- 2 補助金の交付の対象となる船舶は、別表 1 のとおりとする。
- 3 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額は、別表 2 のとおりとする。

(電磁的方法による申請等)

第 4 条 補助対象事業者は、第 6 条第 1 項の規定に基づく交付申請書、第 8 条の規定に基づく交付申請取下げ届出書、第 11 条第 1 項の規定に基づく計画変更承認申請書、第 13 条の規定に基づく事故報告書、第 14 条の規定に基づく実施状況報告書、第 15 条第 1 項の規定に基づく実績報告書、第 17 条第 2 項の規定に基づく精算払請求書、第 18 条第 1 項

の規定に基づく消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書、第 20 条第 3 項の規定に基づく取得財産等明細表、第 21 条第 3 項の規定に基づく補助対象事業財産処分承認申請書については、事務局が定めた電磁的方法等（適正化法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき事務局が定めるものをいう。以下同じ。）による申請を行うことができる。

（電磁的方法による処分通知等）

第 5 条 事務局は第 7 条第 1 項の規定に基づく交付決定、第 11 条第 2 項の規定に基づく交付決定変更通知、第 16 条の規定に基づく補助金の額の確定通知、第 19 条第 3 項の規定に基づく交付決定の取消しの通知、第 21 条第 3 項の規定に基づく財産処分承認の通知について、当該通知を電磁的方法により行うことができる。

（交付の申請）

第 6 条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第 1 による交付申請書に事務局が定める書類を添付して、事務局が指定する期日までに提出しなければならない。

2 交付申請書の提出にあつては、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

一 様式第 1 に定める書類が添付されていること

二 船舶検査証書に記載された船舶が別表 1 において補助の交付の対象となる船舶であること

三 補助対象経費が別表 2 において補助対象経費の内容に含まれること

四 国の他の補助金（ただし、事務局が別に定める補助金を除く。）と重複して交付申請していないこと

五 補助を受けて導入する安全設備について転売により利益を得ることを目的としたものではないこと

六 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）の記に記載されている事項に該当しないこと

3 補助対象事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

（交付の決定）

第 7 条 事務局は、前条第 1 項の規定による交付申請書の提出があつた場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第 2 による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、事務局は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正

を加えて交付決定を行うことができるものとする。

- 2 事務局は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
- 3 事務局は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書を事務局に提出しなければならない。

(補助対象事業の経理等)

- 第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の経費について帳簿及び全ての証拠書類を整備し、補助対象事業以外の経理と明確に区分した上で、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了した日又は補助対象事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(契約等)

- 第10条 補助対象事業者は、売買の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助対象事業の運営上、当該事業者でなければ補助対象事業の遂行が困難又は不適當である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 2 事務局は補助対象事業者が前項本文の規定に違反して、国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助対象事業者は、事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

(計画変更の承認等)

- 第11条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助対象事業計画変更承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助対象事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者

の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

(2) 補助対象事業の全部若しくは一部を他に承継しようとするとき。

(3) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事務局は、前項に基づく補助対象事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認するときは、その旨を当該補助対象事業者へ通知するものとする。

3 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助対象事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 事務局が第16条の規定に基づく確定を行った後、補助対象事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助対象事業者が事務局に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助対象事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 事務局は、補助対象事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 事務局は、補助対象事業者による債権譲渡後も、補助対象事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助対象事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助対象事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合には、事務局が行う弁済の効力は、事務局が支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による補助対象事業事故報告書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 補助対象事業者は、事務局が必要と認めて要求したときは、様式第6による補助対象事業実施状況報告書を事務局が指定する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了（別表2に掲げる補助対象経費の内容について納品が完了しない場合であって、納品が完了しないことがやむを得ないものであると事務局が認める場合を含む。）したとき（第11条第1項第3号の規定に基づく補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、完了の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は事務局が定めた日までに、様式第7による補助対象事業実績報告書を事務局に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、第1項の実績報告書を、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合には、あらかじめ事務局の承認を受けなければならない。

3 補助対象事業者は、第1項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 事務局は、前条第1項の補助対象事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第11条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。ここで、補助金の額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

(補助金の支払)

第17条 事務局は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払

うものとする。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による精算払請求書を事務局に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10により速やかに事務局に報告しなければならない。

- 2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 事務局は、補助対象事業者が、返還すべき補助金を前項の規定により事務局が通知した納期日までに納付しなかったときは、当該納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第19条 事務局は、第11条第1項第3号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第7条第1項の規定による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助対象事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助対象事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合。
- 2 前項の規定は、第16条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用される。
 - 3 事務局は、第1項の規定による取消し又は変更をしたときは、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。
 - 4 事務局は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 5 事務局は、前項の規定に基づく補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額

(2) 延滞金に関する事項

(3) 納期日

- 6 事務局は、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて徴求するものとする。

(取得財産等の管理等)

第20条 補助対象事業者は、補助対象経費（補助対象事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、取得財産等について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。事務局は、補助金の交付を受けた者に対し必要に応じ取得財産等管理台帳の開示を求めることができる。

3 補助対象事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第15条第1項に定める補助対象事業実績報告書又は同上第2項に定める補助対象事業年度末実績報告書に、様式第12による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 事務局は、補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を事務局に納付させることができるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に記載された耐用年数を勘案して、事務局が別に定める期間とする。

3 補助対象事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第13による補助対象事業財産処分承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用するものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第22条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守して適正な管理をするものとし、補助対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必

要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助対象事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第 23 条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（事務局による調査）

第 24 条 事務局は、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、補助対象事業者に対して取得財産等の保有に関する調査等を行うことができる。

2 前項の補助対象事業者は、事務局が必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

（予算が不足する場合の措置等）

第 25 条 事務局は、別に定める補助金の交付申請の期限以前に、補助金の交付にかかる予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付にかかる予算の執行状況を見極めた上で、第 3 条第 3 項に基づき別表 2 に規定する補助対象経費の区分ごとに、交付申請の受付を中止することができる。この場合には、あらかじめ事務局のホームページ等で周知するものとする。

2 事務局は、前項の交付申請の受付中止に係る必要事項を別に定めることができる。

（個人情報保護）

第 26 条 事務局及びその職員は、本事業を通じ補助対象事業者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。

2 事務局及びその職員は、本事業の実施に当たって第 6 条の申請に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国、日本小型船舶検査機構以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第 2 条の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、事務局が別に定める場合を除く。

（その他必要な事項）

第 27 条 事務局は、補助対象事業の実施に当たって、補助対象事業者から提出され、又は知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定めるものとする。この場合において、当該業務に従事する職員及び事務局が業務契約

等を締結する全ての者（第三者委員会の委員等を含む。）に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定めるものとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、事務局が別にこれを定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年4月26日から施行する。

附則

この規程改正は、令和5年8月23日から施行する。

附則

この規定改正は、令和5年10月1日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別表 1

補助金交付の対象となる船舶は、次に掲げる船舶のうち、各補助対象経費の区分ごとに示す表中の○に対応する船舶（遊漁船を除く）とする。

①旅客定員 13 名以上の船舶（以下、「旅客船」という。）

②旅客定員 12 名以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶（以下、「事業船」という。）

1. 業務用無線設備

旅客数 航行区域	①旅客船（旅客定員 13 人以上）			②旅客船以外の事業船（旅客定員 12 人以下）		
	5 トン	12m	20 トン	5 トン	12m	20 トン
平水 ^{※1}	—			○		
2 時間限定沿海 ^{※2}	【許可船 ^{※5} 】 ○（令和 5 年 5 月 31 日までの発注に限る）			○		
	【許可船以外】 ○					
沿岸 5 マイル ^{※3}	—		△	○		△
沿海 ^{※4} （上記を除く）	—			○	—	

※ 1 船舶安全法施行規則第一条第六項の平水区域（湖川港内（琵琶湖を除く）を除く）

※ 2 船舶設備規程第二条第三項の二時間限定沿海船等または小型船舶安全規則第二条第四項の二時間限定沿海小型船舶の航行する区域

※ 3 小型船舶安全規則第二条第三項の沿岸小型船舶の航行する区域

※ 4 船舶安全法施行規則第一条第七項の沿海区域

※ 5 海上運送法における一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の許可を受けたもの

2. 非常用位置等発信装置

旅客数 航行区域	①旅客船（旅客定員 13 人以上）			②旅客船以外の事業船（旅客定員 12 人以下）		
	5 トン	12m	20 トン	5 トン	12m	20 トン
平水※ ¹	—			—		
限定沿海※ ² （2 時間限定沿海、沿岸 5 マイル、瀬戸内）	○注			○注		
沿海※ ³ （上記を除く）	—			○	—	

注：500 トン以上の船舶は補助対象外

※1 船舶安全法施行規則第一条第六項の平水区域（湖川港内（琵琶湖を除く）を除く）

※2 以下のいずれかの区域

- ・船舶設備規程第二条第三項の二時間限定沿海船等または小型船舶安全規則第二条第四項の二時間限定沿海小型船舶の航行する区域
- ・小型船舶安全規則第二条第三項の沿岸小型船舶の航行する区域
- ・瀬戸内（特殊貨物船舶運送規則第十六条の瀬戸内）

※3 船舶安全法施行規則第一条第七項の沿海区域

3. 改良型救命いかだ等

旅客数	①旅客船（旅客定員 13 人以上）			②旅客船以外の事業船（旅客定員 12 人以下）		
	5 トン	12m	20 トン	5 トン	12m	20 トン
航行区域						
河川、港内、一部の湖 ^{※1}	—			—		
平水 ^{※2} （上記を除く）	最低水温 ^{※6} が 10 度未満の場合のみ○			最低水温 ^{※6} が 10 度未満の場合のみ○		
2 時間限定沿海 ^{※3}	最低水温 ^{※6} が 20 度未満の場合のみ○	最低水温 ^{※6} が 15 度未満の場合のみ○ （船舶設備規程第二条第四項のロールオン・ロールオフ旅客船を除く）		最低水温 ^{※6} が 20 度未満の場合のみ○	最低水温 ^{※6} が 15 度未満の場合のみ○	
沿岸 5 マイル ^{※4}	最低水温 ^{※6} が 20 度未満の場合のみ○	—		最低水温 ^{※6} が 20 度未満の場合のみ○	—	
沿海 ^{※5} （上記を除く）	最低水温 ^{※6} が 20 度未満の場合のみ○			最低水温 ^{※6} が 20 度未満の場合のみ○		

- ※1 琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、宍道湖及び支笏湖以外の湖
- ※2 船舶安全法施行規則第一条第六項の平水区域
- ※3 船舶設備規程第二条第三項の二時間限定沿海船等または小型船舶安全規則第二条第四項の二時間限定沿海小型船舶の航行する区域
- ※4 小型船舶安全規則第二条第三項の沿岸小型船舶の航行する区域
- ※5 船舶安全法施行規則第一条第七項の沿海区域
- ※6 対象船舶の航行区域（平水の場合は実際に航行する水域）における気象庁の日本沿岸域の海面水温情報の平年値（ただし、「大阪湾」、「播磨灘・備讃瀬戸」、「備後灘・燧灘」、「安芸灘・伊予灘」、「周防灘」は 5 年統計値とし、湖は宇宙航空研究開発機構の水温データとする。）が最も低い日の水温

別表 2

補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額

令和4年11月8日以降に購入した以下の設備について、購入費に補助率を乗じた額（上限有）を補助

区分	内容	補助率	上限額
業務用無線設備	業務用無線設備（VHF 無線電話、MF 無線電話等）の購入。	小型 船 20トン 未満	2/3 8万円
		大型 船 20トン 以上	1/2 6万円
非常用位置等発信装置	非常用位置等発信装置（衛星非常用位置指示無線標識（EPIRB）及び船舶自動識別装置（AIS））の購入。ただし、EPIRBはAIS-SART機能を有するものに限り、AISには簡易型AISを含む。	小型 船 20トン 未満	2/3 38万円
		大型 船 20トン 以上	1/2 28.5万円
改良型救命いかだ等	改良型救命いかだ等（乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ及び内部収容型救命浮器）の購入。ただし、改良型救命いかだ等には乗込装置を含む。	2/3	別表3の最大とう乗人員に応じて上限額に掲げる額

※各設備等の本体価格のみ対象とし、設置費用や改造費用その他の附随経費は対象としないものとする。既に各設備等の一部を積み付けている場合に、追加で本体の一部を購入する場合（例：救命いかだを積み付けている場合に乗込装置のみを購入する場合）は対象とする。
 ※上記経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費として認めないものとする。ただし、消費税の納税義務が免除される事業者についてはこの限りでない。

別表 3

最大とう載人員(人)	上限額 (円)	最大とう載人員(人)	上限額 (円)
16 以下	733, 333	501～516	15, 000, 000
17～25	1, 000, 000	517～525	15, 266, 666
26～50	1, 426, 666	526～550	15, 693, 333
51～66	2, 160, 000	551～566	16, 426, 666
67～75	2, 426, 666	567～575	16, 693, 333
76～100	2, 853, 333	576～600	17, 120, 000
101～116	3, 586, 666	601～616	17, 853, 333
117～125	3, 853, 333	617～625	18, 120, 000
126～150	4, 280, 000	626～650	18, 546, 666
151～166	5, 013, 333	651～666	19, 280, 000
167～175	5, 280, 000	667～675	19, 546, 666
176～200	5, 706, 666	676～700	19, 973, 333
201～216	6, 440, 000	701～716	20, 706, 666
217～225	6, 706, 666	717～725	20, 973, 333
226～250	7, 133, 333	726～750	21, 400, 000
251～266	7, 866, 666	751～766	22, 133, 333
267～275	8, 133, 333	767～775	22, 400, 000
276～300	8, 560, 000	776～800	22, 826, 666
301～316	9, 293, 333	801～816	23, 560, 000
317～325	9, 560, 000	817～825	23, 826, 666
326～350	9, 986, 666	826～850	24, 253, 333
351～366	10, 720, 000	851～866	24, 986, 666
367～375	10, 986, 666	867～875	25, 253, 333
376～400	11, 413, 333	876～900	25, 680, 000
401～416	12, 146, 666	901～916	26, 413, 333
417～425	12, 413, 333	917～925	26, 680, 000
426～450	12, 840, 000	926～950	27, 106, 666
451～466	13, 573, 333	951～966	27, 840, 000
467～475	13, 840, 000	967～975	28, 106, 666
476～500	14, 266, 666	976～1000	28, 533, 333

最大とう載人員が 1000 人を超える場合は、50 人用 (2, 140, 000 円を想定)、25 人用 (1, 500, 000 円を想定)、16 人用 (1, 100, 000 円を想定) を最も想定導入金額が低くなるように組み合わせた場合の想定導入金額に 2 / 3 を乗じた額 (1 円未満切り捨て) を上限額とする。

様式第 1

年 月 日

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名

令和 年度小型旅客船等安全対策事業費補助金
交付申請書

小型旅客船等安全対策事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、小型旅客船等安全対策事業費補助金交付要綱（令和 5 年国海安第 147 号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助対象事業の目的及び内容
2. 補助対象事業の開始及び完了予定日
3. 補助金交付申請額
 - (1) 補助対象費目
 - (2) 補助対象事業に要する経費 円
 - (3) 補助対象経費 円
 - (4) 補助率
 - (5) 補助金交付申請額 円

(注) 申請書には、以下の書類を添付すること。

1. 法人の場合、履歴事項全部証明書又は代替書類として事務局が定めるものの控え
2. 個人の場合、本人確認書類として事務局が定めるものの控え
3. 船舶検査証書の控え
4. 一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の許可書の控え（該当する場合に限る）
5. 対外旅客定期航路事業、貨物定期航路事業又は不定期航路事業の届出の控え（該当する場合に限る）
6. 傭船契約書の控え（該当する場合に限る）
7. その他事務局が指示する書面等

様式第2

年 月 日

申請者 名 称
代表者名等 殿

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長

令和 年度小型旅客船等安全対策事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日付け第 号（申請番号）をもって申請のありました令和
年度小型旅客船等安全対策事業費補助金については、小型旅客船等安全対策事業費補助金
交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付す
ることに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、年 月 日付け第 号
（申請番号）をもって申請のあった 年度小型旅客船等安全対策事業費補助金交付
申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとする。

2. 補助対象事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助対象事業の内容が変更承認された場合における補助対象事業に要する
経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の額	補助率	補助金の額
合計				

4. 補助対象事業者は、以下に掲げる条件に従って補助対象事業等を実施しなければならない。

- (1) 補助対象事業者は、法令、交付規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助対象事業を行うこと。
- (2) 補助対象事業者は、交付規程第8条の規定に基づき、申請の取下げをしようとするときは、あらかじめ事務局に事前に報告すること。
- (3) 補助対象事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、契約をする場合は、交付規程第10条の規定に従うこと。
- (4) 補助対象事業者は、交付規程第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事務局の承認を受けること。
- (5) 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、交付規程第13条の規定に基づき、速やかに事務局に報告し、その指示を受けること。
- (6) 補助対象事業者は、事務局が補助対象事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助対象事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、事務局の指示に従うこと。
- (7) 補助対象事業者は、事務局が交付規程第19条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- (8) 補助対象事業者は、事務局が交付規程第19条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、事務局が指定する期日までに返還するとともに、交

付規程第 18 条第 5 項の規定に基づく加算金を併せて納付すること。当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第 19 条第 6 項の規定に基づく延滞金を納付すること。

- (9) 補助対象事業者は、事務局が補助対象事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。
 - (10) 補助対象事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ事務局の承認を受けること。また、やむを得ない理由により補助対象事業の期間中に納品が行われない場合、補助対象事業終了後、事務局の指示に従い、納品が行われたことについて報告するとともに、船舶検査等の際に取得財産等の状況を報告すること。
 - (11) 補助対象事業者は、交付規程第 20 条第 4 項及び第 21 条第 4 項の規定による取得財産等の処分により収入が生じたときは、事務局の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すること。
 - (12) 補助対象事業者は、補助対象事業終了後、事務局の指示に従い、補助対象事業の効果等を報告すること。
 - (13) 別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助対象事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
5. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、交付規程、公募要領及び前項の条件の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
- (1) 適正化法第 17 条第 2 項の規定による交付決定の取消し。
 - (2) 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
 - (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - (4) 国土交通省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - (5) 補助対象事業者等の名称及び不正の内容の公表。
6. その他補助金の交付に関し、事務局が別に定める補助金の交付に関する必要な事項を遵守すること。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

様式第3

年 月 日

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名

令和 年度小型旅客船等安全対策事業費補助金
交付申請取下げ届出書

年 月 日付け第 号 (交付決定番号) をもって交付決定があった上記補助金について、小型旅客船等安全対策事業費補助金交付規程第8条の規定に基づき、交付申請の取下げを届出ます。

記

1. 交付の申請の取下げ理由

2. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額

- | | |
|------------|---|
| (1) 補助対象経費 | 円 |
| (2) 補助金の額 | 円 |

様式第4

年 月 日

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名

令和 年度小型旅客船等安全対策事業費補助金
補助対象事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号 (交付決定番号) をもって交付決定があった上記補助金について、小型旅客船等安全対策事業費補助金交付規程第11条第1項の規定に基づき、計画変更について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助対象事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助対象事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
5. 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めて、この様式に準じて申請すること。

様式第 5

年 月 日

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名

令和 年度小型旅客船等安全対策事業費補助金
補助対象事業事故報告書

年 月 日付け第 号 (交付決定番号) をもって交付決定があった上記補助金について、小型旅客船等安全対策事業費補助金交付規程第 13 条の規定に基づき、補助対象事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容

2. 事故に係る金額

金 円

3. 事故に対して採った措置

4. 補助対象事業の遂行及び完了の予定

様式第 6

年 月 日

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名

令和 年度小型旅客船等安全対策事業費補助金
補助対象事業実施状況報告書

年 月 日付け第 号 (交付決定番号) をもって交付決定があった上記補助金について、小型旅客船等安全対策事業費補助金交付規程第 14 条の規定に基づき、補助対象事業の実施の状況について下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業の実施状況の概要
2. 補助対象事業に要する経費の使用状況 (別紙)

(別紙)

補助対象事業に要する経費の使用状況

(単位：円)

補助対象事業に要する 経費の区分	補助対象事業に要する経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合計			

様式第7

年 月 日

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名

令和 年度小型旅客船等安全対策事業費補助金
補助対象事業実績報告書

年 月 日付け第 号(交付決定番号)をもって交付決定があった上記補助金について、小型旅客船等安全対策事業費補助金交付規程第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助対象事業
 - ・ 補助対象事業の内容
2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
 - (1) 交付決定額
 - (2) 交付決定年月日
3. 補助対象事業の実績額
 - (1) 支出実績額
4. 交付申請前に補助対象事業を行っている場合、その理由

(注) この報告書には、当該年度に財産を取得している場合は、様式第11による取得財産等明細表を添付すること。

様式第8

年 月 日

申請者 名 称
代表者名等 殿

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長

令和 年度小型旅客船等安全対策事業費補助金
額の確定について

年 月 日付け第 号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、小型旅客船等安全対策事業費補助金交付規程第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 申請者名
2. 補助金の額

小型旅客船等安全対策事業費補助金交付規程に反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。また、交付規程に反していることが明らかな場合、罰則のほか、採択取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。

以上

様式第9

年 月 日

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名

令和 年度小型旅客船等安全対策事業費補助金
精算払請求書

年 月 日付け第 号 (交付決定番号) をもって交付決定があった上記補助金について、小型旅客船等安全対策事業費補助金交付規程第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算払請求金額 (算用数字を使用すること。) 金 円
2. 振込先
銀行名 :
支店名 :
預金の種別 :
口座番号 :
口座名義 :

様式第 10

年 月 日

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名

令和 年度小型旅客船等安全対策事業費補助金
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け第 号 (交付決定番号) をもって交付決定があった上記
補助金について、小型旅客船等安全対策事業費補助金交付規程第 18 条第 1 項の規定に基づ
き、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額 (交付規程第 16 条による額の確定額)

円

2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕
入控除税額

円

4. 補助金返還相当額 (3. - 2.)

円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第 11

取得財産等管理台帳

財産名	規格 (型番)	数量	単価	金額	取得 年月日	処分制 限期間	保管 場所	備考
			円	円				

(注)

1. 対象となる取得財産等は、補助対象事業により購入した財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 業務用無線設備、(イ) 非常用位置等発信装置、(ウ) 改良型救命いかだ等とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、交付規程第 21 条第 2 項に定める期間を記載すること。ただし、交付規程第 21 条第 1 項に該当しない財産の場合、記載しないこと。

様式第 12

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名

取得財産等明細表
〔令和 年度〕

財産名	規格 (型番)	数量	単価	金額	取得 年月日	処分制 限期間	保管 場所	備考
			円	円				

(注)

1. 対象となる取得財産等は、補助対象事業により購入した財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 業務用無線設備、(イ) 非常用位置等発信装置、(ウ) 改良型救命いかだ等とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、交付規程第 21 条第 2 項に定める期間を記載すること。ただし、交付規程第 21 条第 1 項に該当しない財産の場合、記載しないこと。

様式第 13

番 号
年 月 日

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名

令和 年度小型旅客船等安全対策事業費補助金
補助対象事業財産処分承認申請書

年 月 日付け第 号 (交付決定番号) をもって交付決定があった上記
補助金について、小型旅客船等安全対策事業費補助金交付規程第 21 条第 3 項の規定に基づ
き、下記のとおり申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由 (別紙)
2. 相手方 (住所、氏名、使用の場所及び目的)
3. 処分の条件

(注) 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方がある場合は、それぞれの相手方及び条
件について記載すること。

(別紙)

処分しようとする財産及びその理由

財産名	規格 (型番)	数量	取得 価額	取得 年月日	残存 簿価	処分の 方法	処分の 理由	備考
			円					

(注)

1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、廃棄、担保提供等の別を記載すること。
2. 自己使用の場合は、その用途を記載すること。
3. 取得財産等が共有の場合は、備考欄に共有相手先及び共有比率を記載すること。